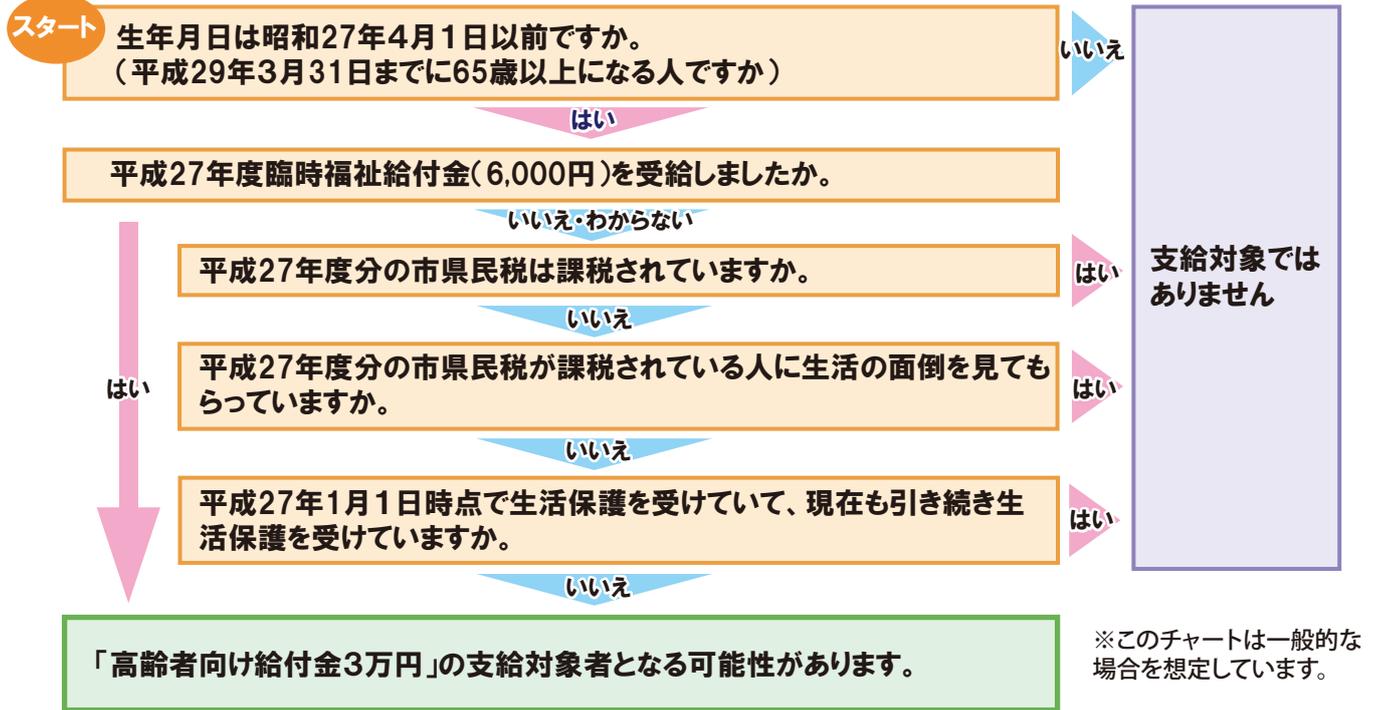


あなたは支給対象者？ 対象者診断チャート



ここが知りたい！ 高齢者向け給付金Q&A

Q 自分に平成27年度市県民税が課税されているかどうかは、どうすれば分かりますか。

A 次の場合には基本的に平成27年度市県民税が課税されています。

- 平成27年度に自分の市県民税の納税通知書が届いている場合
- 平成27年度に自分の給与支給明細書の「市県民税」の項目に課税額が記載されている場合
- 平成26年中の自分の給与や年金の収入が下表の非課税限度額以上の場合(控除内容などにより非課税限度額は変わります)

給与所得者

| 区分 | 非課税限度額 (給与収入ベース) |
|-------|---------------------|
| 単身 | 96万5,000円 |
| 夫婦 | 146万9,000円 |
| 夫婦子1人 | 187万9,999円 |
| 夫婦子2人 | 232万7,999円 |

公的年金等受給者

| 区分 | 非課税限度額 (年金収入ベース) | |
|----|---------------------|------------|
| 単身 | 65歳以上 | 151万5,000円 |
| | 65歳未満 | 101万5,000円 |
| 夫婦 | 65歳以上 | 201万9,000円 |
| | 65歳未満 | 159万2,000円 |

Q 基準日の翌日以降に津市へ転入しました。今回の給付金の申請はできますか。

A 平成27年1月2日以降に市外から転入した人については、平成27年1月1日現在で住民登録があった市区町村へお問い合わせください。

Q 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが、実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか。

A 支給対象者になります。平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したかどうかは問いません。

▶▶▶ お問い合わせ ◀◀◀

津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤル

☎229-3397 (8時30分～17時15分) ※土・日曜日、祝・休日を除く

厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル

☎0570-037-192 (9時～18時) ※8月1日からは平日のみ

